

**前文の要旨**

山形県議会は、これまで、先人の郷土愛及び英知を継承しつつ、県民の福祉の向上及び県勢の発展に向けた活動に真摯に取り組んできた。とりわけ、平成12年の地方分権一括法の施行を契機として、地方分権社会にふさわしい議会を目指し、開かれた県議会、提言する県議会及び活動する県議会の3つの基本目標の下、様々な面で議会の機能強化を図ってきた。全国的な人口減少が急激に進む中において、地方公共団体の持続的な発展を図るためには、自主性及び自立性を発揮した地方の創生が喫緊の課題となっている。こうした課題等に的確に対応するため、二代表制の一翼を担う地方議会には、議会の機能を最大限に発揮することが求められている。このため、本県議会にとって、今後とも、これまでの議会改革の取組を一層推進し、更なる議会の機能強化を図る等、地方自治の本来の力を高めていく議会運営が重要になっている。

ここに、本県議会は、自らの果たすべき役割や責務を改めて自覚し、地方自治法の本来的な精神にのっとり、議会の基本理念を明らかにし、議会の運営原則及び議員の責務等の議会に関する基本事項を定めるとともに、県民の負託に応え続ける県議会を実現することを決意し、この条例を制定する。

**第1章 総則**

(目的)

第1条 山形県議会の基本理念を明らかにするとともに、議会の役割、議会の運営原則等の議会に関する基本事項を定めることにより、議会が県民からの負託に応え、もって県民が未来に希望を持ち、幸せを実感できる山形県の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二代表制の下、県民の意思を決定する議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を十分に発揮し、及び県民の多様な意思を県政に反映させることにより、地方自治の本来の力を高めることを目指すものとする。

**第2章 議会の役割及び運営等**

(議会の役割)

第3条 議会は次に掲げる役割を担う。

- (1) 議事機関として、県民の意思を決定すること。
- (2) 知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題に関し政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により国等に対して意見の表明を行うこと。

(議会の運営原則)

第4条 議会は、公平かつ公正を原則とした運営を行わなければならない。

- 2 議会は、その役割を踏まえ、審議等の充実、積極的な政策の立案及び提言、議会活動の透明性の確保並びに広報及び広聴の充実に努めなければならない。
- 3 議会は、言論の府として議員の発言の機会を保障し、及び議員相互の討議等により活発な議論が行われるよう努めなければならない。
- 4 議会は、質問及び質疑の充実に努めなければならない。
- 5 議員は、質問及び質疑を行うに際し、その論点を明確にし、及び県民にわかりやすくするよう努める。
- 6 議会は、必要に応じて、公聴会の開催又は参考人からの意見聴取に努める。
- 7 議会は、委員会の設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営しなければならない。

(定例会の回数及び会期)

第5条 定例会の回数及び会期は、十分な審議日程を確保できるよう定める。

(緊急事態等への対応)

第6条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うなど必要な対応に努める。

**第3章 議員**

(議員の責務及び活動原則)

第7条 議員は、県民の代表者として、県民全体の利益を考えた議会活動その他の活動を通じて、県民の負託に応える責務を有する。

- 2 議員は、県民の意思の把握、県政の課題及び政策に関する情報収集及び調査研究、政策の立案及び提言等の活動により、その責務を果たすよう努めなければならない。

(政治倫理)

第8条 議員は、厳しい倫理意識に徹することにより、政治倫理の向上に努めなければならない。

(会派)

第9条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、県政の課題について、会派内及び会派間における討議及び調整を積極的に行うとともに、研修活動の実施及び会派に所属する議員の調査研究活動の支援に努める。

(議員定数等)

第10条 議会は、議員の定数及び選挙区等について、県民の意思を県政に十分反映できるよう定め、適宜、必要な見直しを行う。

**第4章 議会の機能強化**

(議会の機能強化)

第11条 議会は、県民の意思を決定する機能、知事等の事務の執行について監視及び評価する機能並びに政策を立案する機能の強化に努める等により、不断の議会改革に取り組む。

(政策の立案及び提言)

第12条 議会は、政策を立案し、及び提言を行う場合は、議員が行う調査、委員会等における審査、議員相互の討議等を活用し、効果的な提言の内容となるよう努める。

(専門的知見の活用)

第13条 議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を実施するよう努める。

(検討組織の設置)

第14条 議会は、必要があると認めるときは、議員により構成される検討組織を設置し、審査、協議又は調整を行うよう努める。

(交流及び連携の推進)

第15条 議会は、他の地方公共団体の議会、大学等と交流し、及び相互に連携を図るよう努める。

**第5章 知事等との関係**

(知事等との関係)

第16条 議会は、議事機関として、執行機関である知事等との機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、議会としての機能の発揮に努める。

(知事等による説明)

第17条 知事等は、予算を調製したとき又は重要な政策若しくは施策を定め、若しくは変更するときは、議会に対し、その内容を迅速かつ詳細に説明するよう努める。

- 2 議会は、知事等に対して議案等についての説明を求める。

**第6章 県民との関係**

(議会の説明責任)

第18条 議会は、議会の運営、政策の立案等の議会活動に関し、県民に対して説明する責任を有する。

(会議等の公開)

第19条 議会は、本会議、委員会等を原則として公開するとともに、県民が傍聴しやすい環境の整備に努める。

- 2 議会は、議会活動に関する情報公開の推進に努める。

(広報及び広聴の充実)

第20条 議会は、多様な媒体及び機会の活用により、県民に対して積極的に議会活動に関する情報を提供するとともに、県民の意思の把握に努める。

**第7章 議会事務局等**

(議会事務局の機能強化等)

第21条 議会は、事務局の機能を強化し、及びその組織体制を整備するよう努める。

- 2 議会は、議会の図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の充実に努める。

**第8章 補則**

(他の条例等との関係)

第22条 議会は、議会に関する他の条例等を制定、改廃する場合は、本条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図る。

注意：規定内容の概要のため、条文と全て一致しているものではありません。